

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年10月11日
発信課 担当者	地域振興課 星・笹川（ガーデンセンター）
連絡先	電話 25-6212（ガーデンセンター74-5966）
	FAX 27-3466（ガーデンセンター74-5967）
	E-mail chiikishinko@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)						
日程	10月11日～11月30日						
発表項目 (行事名)	あさひかわ北彩都ガーデン指定管理者募集について						
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 応募資格 旭川市内に本社等の主たる事業所を有する法人及び、その他の団体とし、個人での応募は受け付けません。</p> <p>2 募集区分 あさひかわ北彩都ガーデンの2つの区分について、指定管理者をそれぞれ募集します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分名</th> <th>管理するガーデンエリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あさひかわ北彩都ガーデン（右岸）</td> <td>駅南エリア、大池プロムナードエリア、宮前西エリア</td> </tr> <tr> <td>あさひかわ北彩都ガーデン（左岸等）</td> <td>左岸エリア、南6エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 業務内容 指定管理者は、区分にあわせて次の業務を行うこととします。</p> <p>(1) あさひかわ北彩都ガーデンの維持管理に関すること。</p> <p>(2) 旭川市都市公園条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規則で定める公園施設の使用の承認等に関すること。（あさひかわ北彩都ガーデン（右岸）に限る。次号において同じ。）</p> <p>(3) 条例第12条第2項の有料公園施設に係る使用料の徴収及び還付に関すること。</p> <p>(4) その他市長が定める業務。</p> <p>4 指定期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日（2年間）</p> <p>5 応募方法 地域振興課で募集要項を配布していますので、応募期間内に申請書等を地域振興課に提出して下さい。</p> <p>6 応募期間 平成28年10月11日（火）～平成28年11月30日（水）の開庁日</p> <p>7 問い合わせ先 旭川市6条通10丁目旭川市役所第三庁舎3階</p>	区分名	管理するガーデンエリア	あさひかわ北彩都ガーデン（右岸）	駅南エリア、大池プロムナードエリア、宮前西エリア	あさひかわ北彩都ガーデン（左岸等）	左岸エリア、南6エリア
区分名	管理するガーデンエリア						
あさひかわ北彩都ガーデン（右岸）	駅南エリア、大池プロムナードエリア、宮前西エリア						
あさひかわ北彩都ガーデン（左岸等）	左岸エリア、南6エリア						

	<p>旭川市地域振興部地域振興課 TEL0166-25-6212(直通)</p> <p>8 その他 各項目の詳細については、地域振興課で配布して ます募集要項に記載されています。</p>
添付資料	<p><input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (別紙1 あさひかわ北彩都ガーデン維持管理エリア)</p> <p>(有・無のいずれかを囲むこと。)</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望 する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	<p>上記のとおり、あさひかわ北彩都ガーデン指定管理者を募集しますの で、報道方よろしくお願いいたします。</p>
備 考	

あさひかわ北彩都ガーデン維持管理エリア

別紙1

